

議案第52号

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市医療法施行条例（平成24年さいたま市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。<u>以下「法」という。</u>）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専属薬剤師の配置の基準)</p> <p>第2条 法第18条本文に規定する専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>病院 全ての病院</u></p> <p>(2) <u>診療所 医師が常時3人以上勤務する診療所</u></p> <p>(病院の従業者の基準)</p> <p>第3条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならぬ<u>従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</u></p> <p>(1) <u>薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専属薬剤師を配置すべき診療所)</p> <p>第2条 <u>医療法第18条本文に規定する専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。</u></p>

その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)

(2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの相当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの相当数を歯科衛生士とすることができる。

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1

(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた相当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた相当数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するものについては、第1項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「、精神病床及び結核病床」とあるのは「及び結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「療養病床及び結核病床以外の病床」と読み替えるものとする。

（病院の施設の基準）

第4条 法第21条第1項第12号の規定により病院（第2号にあっては、療養病床を有する病院に限る。）が有しなければならない施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類

の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る施設を除く。)

(2) 談話室、食堂及び浴室

2 前項に掲げる施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス、薬品を用いる方法その他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする(消毒施設を有する病院に限る。)

(2) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(精神病床を有する病院の従業者の基準に関する経過措置)

2 精神病床を有する病院(この条例による改正後のさいたま市医療法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項に規定するものを除く。)については、当分の間、同条第1項第2号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)から減じた数を看護補助者と」とする。

(療養病床を有する病院の従業者の基準に関する経過措置)

3 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(以下この項において「介護

療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下この項において「看護師等」という。)の員数が改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第1号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔<sup>くわう</sup>外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(療養病床を有する病院の施設の基準に関する経過措置)

4 平成13年3月1日において現に医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)による改正前の医療法(以下この項において「改正前の法」という。)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の改正前の法第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号)附則第8条の規定によりなお効

力を有することとされる同令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、改正後の条例第4条第1項第2号及び第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。